

川南町自然環境等と再生可能エネルギー発電設備との調和及び適正な維持管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、川南町自然環境等と再生可能エネルギー発電設備との調和及び適正な維持管理に関する条例（令和7年川南町条例第20号。以下「条例」という。）第17条の規定により、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(事前協議)

第3条 条例第7条第1項の規定による事前協議を行おうとする者は、再生可能エネルギー発電設備事業事前協議書（様式第1号。以下「事前協議書」という。）を町長に提出しなければならない。

2 事前協議書には、別表第1に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

3 町長は、事前協議書の提出があったときは、必要に応じ、現地調査を行うものとする。

4 条例第7条第2項の規定による指導及び助言は、事前協議指摘事項通知書（様式第2号）を事業者へ通知して行うものとする。

(地域住民への説明)

第4条 条例第8条第3項の規定による報告は、説明会開催報告書（様式第3号）に次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(1) 説明会に配布又は使用した書類等の写し

(2) 説明会を開催した状況を確認することができる写真

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(事業計画の届出)

第5条 条例第9条第1項の規定による事業計画の届出は、事業計画届出書（様式第4号）によるものとする。

2 事業計画届出書には、次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(1) 再生可能エネルギー発電設備事業に関する関係法令手続確認書（様式第5号）

(2) 事業確約書（様式第6号）

(3) その他町長が必要と認める書類

3 条例第9条第2項の規定による変更及び中止の届出は、事業計画変更・中止届出書（様

式第7号) によるものとする。

(廃止の届出)

第6条 条例第10条第1項の規定による届出は、事業廃止届出書(様式第8号) によるものとする。

(指導、助言又は勧告)

第7条 条例第15条第1項に規定による指導及び助言は、事業(指導・助言) 通知書(様式第9号) によるものとする。

2 条例第15条第2項に規定による勧告は、事業改善勧告書(様式第10号) によるものとする。

3 条例第15条第3項に規定による報告は、事業是正報告書(様式第11号) によるものとする。

(公表の方法)

第8条 条例第16条第1項の規定による公表は、次に掲げる事項について、町ホームページにより行うものとする。

(1) 条例第15条第2項の規定による勧告の年月日

(2) 前号の勧告を受けた事業者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

(3) 勧告を行った理由

(4) 講ずべき措置の内容

(委任)

第9条 この規則で定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

事前協議書添付書類

書類	必ず明示すべき事項等
位置図	(1) 方位 (2) 事業区域の位置

現況図	(1)方位 (2)事業区域の境界 (3)土地利用の状況
施工計画書	(1)再生可能エネルギー発電設備の形状、寸法等 (2)排水施設を設置する場合は排水施設計画平面図
緊急対応マニュアル	災害、事故、機器の故障等が発生又は発生するおそれが生じたときの対応方法

様式第1号（第3条関係）

再生可能エネルギー発電設備事業事前協議書

年 月 日

川南町長 様

事業者名  
住所  
電話番号

川南町自然環境等と再生可能エネルギー発電設備との調和及び適正な維持管理に関する条例第7条第1項の規定により、下記のとおり事前協議を申請します。

事業名		
事業者名 (申請者と異なる場合)		
事業者住所 (申請者と異なる場合)		
事業区域	住所	川南町大字
	面積	m <sup>2</sup>
エネルギー源の区分		
発電出力		kW
設置工事の概要	着手予定日	
	完了予定日	
備考		

様式第2号（第3条関係）

事前協議指摘事項通知書

文書番号  
年 月 日

様

川南町長

川南町自然環境等と再生可能エネルギー発電設備との調和及び適正な維持管理に関する条例第7条第2項の規定により、 年 月 日付けで提出された再生可能エネルギー発電設備事業事前協議書について下記のとおり指摘事項を通知します。

記

指摘事項

--

様式第3号（第4条関係）

説明会開催報告書

年 月 日

川南町長 様

事業者名

住所

電話番号

川南町自然環境等と再生可能エネルギー発電設備との調和及び適正な維持管理に関する条例第8条第3項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

事業名	
実施場所	
実施日時	
説明者	
参加人数	
地域住民からの要望・意見等の内容及びその対応	

様式第4号（第5条関係）

事業計画届出書

年 月 日

川南町長 様

事業者名

印

住所

電話番号

川南町自然環境等と再生可能エネルギー発電設備との調和及び適正な維持管理に関する条例第9条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

事業名		
事業区域	住所	川南町大字
	面積	m <sup>2</sup>
エネルギー源区分		
発電出力	kW	
再生可能エネルギー発電設備の管理の方法	維持管理	
	撤去方法	
配慮する事項	生活環境への影響を可能な限り回避し、又は低減するための措置の具体的内容	
	防災上の措置の具体的内容	
	事故防止（安全確保）のための措置の具体的内容	
その他必要な事項		

様式第5号（第5条関係）

再生可能エネルギー発電設備事業に関する関係法令手続確認書

年 月 日

川南町長 様

事業者名  
住所  
電話番号

法令名	該当の有無	備考 ※有の場合、届出等対応状況
(1) 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第23条第1項に規定する届出	有・無	
(2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条に規定する許可	有・無	
(3) 公用地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第4条に規定する届出	有・無	
(4) 工場立地法（昭和34年法律第24号）第6条第1項又は同法第8条第1項に規定する届出	有・無	
(5) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第10条に規定する届出	有・無	
(6) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2に規定する許可	有・無	
(7) 森林法第10条の8に規定する届出	有・無	
(8) 農地法（昭和27年法律第229号）第4条及び第5条に規定する許可	有・無	
(9) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第15条の2に規定する許可	有・無	
(10) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第7条第1項に規定する許可	有・無	
(11) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第18条に規定する許可	有・無	

(12) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第93条第1項において準用する同法第92条第1項に規定する届出	有・無	
(13) 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第4条第1項及び12条に規定する届出	有・無	
(14) 騒音規制法(昭和43年法律第98号)第14条第1項に規定する届出	有・無	
(15) 振動規制法(昭和51年法律第64号)第14条第1項に規定する届出	有・無	
(16) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第7項に規定する許可	有・無	
(17) 河川法(昭和39年法律第167号)第26条(河川保全区域については、同法第55条)の河川(保全)区域内の土地において規定する許可又は占用許可	有・無	
(18) 道路法(昭和27年法律第180号)第32条等又は同法第47条の2等に規定する許可	有・無	
(19) 川南町公害防止条例(昭和48年条例第21号)第18条第1項に規定する届出	有・無	
(20) 川南町公害防止条例第26条第1項に規定する届出	有・無	

事業確約書

年 月 日

川南町長 様

事業者名

印

住所

電話番号

再生可能エネルギー発電設備事業を施工するに当たり、事業施行中及び完了後においても下記に掲げる事項を遵守し、適切に管理することを確約します。

記

確約内容

- (1) 近隣関係者等との協議及び連携を図るとともに、関係法令及び川南町自然環境等と再生可能エネルギー発電設備との調和及び適正な維持管理に関する条例を遵守し、生活環境への影響を可能な限り回避し、又は低減する措置を講じます。
- (2) 事業区域の雑草等により隣接の土地に被害を与えないよう対処するほか、事業区域の管理及び再生可能エネルギー発電設備の維持管理を適切に行います。
- (3) 地域住民等からの事業に関する苦情、紛争等が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じるとともに、誠意をもって苦情、紛争等の解決に努めます。
- (4) 発電中止又は発電終了時には、事業者の負担と責任において、発電設備の全部を撤去します。なお、撤去及び廃棄に当たっては、設置計画の段階から予定耐用年数等を踏まえ、事業計画に運営事業計画を位置付け、期間終了後は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）及び「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（環境省）」に基づき、事業者の責任において適正に処理します。
- (5) 発電設備稼働後、発生した重大な事故及び設備故障等は、町長へ速やかに報告します。

様式第7号（第5条関係）

事業計画変更・中止届出書

年 月 日

川南町長 様

事業者名

住所

電話番号

川南町自然環境等と再生可能エネルギー発電設備との調和及び適正な維持管理に関する条例第9条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

事業名		
事業区域	住所	川南町大字
	面積	m <sup>2</sup>
エネルギー源区分		
発電出力	kW	
再生可能エネルギー発電設備の管理の方法	維持管理	
	撤去方法	
配慮する事項	生活環境への影響を可能な限り回避し、又は低減するための措置の具体的内容	
	防災上の措置の具体的内容	
	事故防止（安全確保）のための措置の具体的内容	
変更等内容※		

※変更等内容は、変更又は中止の区分が分かるように記載してください。

事業廃止届出書

年 月 日

川南町長 様

事業者名

印

住所

電話番号

再生可能エネルギー発電設備事業を廃止したので、川南町自然環境等と再生可能エネルギー発電設備との調和及び適正な維持管理に関する条例第10条第1項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

事業名	
事業区域の住所	川南町大字
エネルギー源の区分	
廃止日	
廃止後の措置※	

※産業廃棄物処理をした場合はマニフェストの写しも提出してください。

様式第9号（第7条関係）

事業（指導・助言）通知書

文書番号  
年 月 日

様

川南町長

川南町自然環境等と再生可能エネルギー発電設備との調和及び適正な維持管理に関する条例第15条第1項の規定により、下記のとおり通知します。

記

事業名	
事業区域の住所	川南町大字
エネルギー源の区分	
指導・助言の内容	

様式第10号（第7条関係）

事業改善勧告書

文書番号  
年 月 日

様

川南町長

川南町自然環境等と再生可能エネルギー発電設備との調和及び適正な維持管理に関する条例第15条第2項の規定により、下記の措置を講ずるよう勧告します。

記

事業名	
事業区域の住所	川南町大字
エネルギー源の区分	
措置期限	年 月 日
勧告事項	

事業是正報告書

年 月 日

川南町長 様

事業者名

住所

電話番号

年 月 日付け文書番号で（指導・助言・勧告）のあった事項について、川南町自然環境等と再生可能エネルギー発電設備との調和及び適正な維持管理に関する条例第15条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

事業名	
事業区域の住所	川南町大字
エネルギー源の区分	
（指導・助言・勧告）の内容	
（指導・助言・勧告）が生じた原因	
是正措置及び予防処理	